

## 5. 外部資金の獲得・使用システム

### 5-1. 外部資金

外部資金 (Drittmittel) とは、使用に供されるのが個々の研究者あるいは高等教育機関自体あるいは高等教育機関の施設 (学部, インスティテュート, ゼミナール, 病院) であるかにかかわりなく, 研究開発及び学術後継者育成のために通常の大学予算に加えて公的部門あるいは私的部門から獲得される資金である。

高等教育大綱法は, 高等教育機関における研究の一層の活発化を図るために, 1985 年 11 月の改正において, それまで高等教育機関が外部資金による研究を「実施することができる」としていた規定を「実施する権利を有する (berechtigt)」と改め, また外部資金による研究の遂行が高等教育機関における研究の一部であることを明確にするなどした (第 25 条)。外部資金による研究は, 承認は必要としないが, 届け出は必要である。高等教育大綱法及び各州の高等教育法における同様の規定に基づき, 高等教育機関において外部資金による研究が遂行されている。

外部資金は, 公的な資金によるものと, 私的な資金によるものとに大別される。公的な外部資金は, 連邦, 各州, 及び連邦と各州が共同で助成しているドイツ研究協会 (DFG) による資金が代表的なものである。外部資金のすべてについて詳細に示した統計はないが, 学術協議会は, 高等教育機関に対する外部資金を表 3-5-1 のように, ドイツ研究協会などの助成機関による資金, 連邦によるプロジェクト助成, EU などの国際機関による資金, 学術後継者助成, フォルクスワーゲン財団等の財団による資金, 産業界からの資金などにまとめている。

表 3-5-1 高等教育機関への外部資金 (百万マルク)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
助成機関								
ドイツ研究協会 (DFG)	1,014.9	1,135.9	1,248.7	1,366.5	1,460.1	1,584.1	1,686.4	1,723.4
フンボルト財団	52.6		58.8	55.0	57.9	56.7	54.3	59.3
ドイツ学術交流会 (DAAD)	46.6		59.4	62.9	62.6	62.0	60.7	62.8
連邦によるプロジェクト助成	834.4	888.1	843.4	814.3	844.8	811.6	836.6	818.4
各州								
国際機関	63.5	73.8	148.7	191.9	161.4	131.7	286.4	241.2
EU	60.0	70.0	145.0	190.0	160.0	130.0	285.0	240.0
NATO	0.8	1.1	1.3	1.1	0.9	1.7	1.4	1.2
ERP	2.7	2.7	2.4	0.8	0.5	0.0	0.0	0.0
学術後継者助成			162.5	175.5	176.1	190.8	197.5	197.5
各州による卒後学修助成								
英才助成								
財団等	199.3	160.3	279.8	277.2	316.7	320.7	314.0	328.0
フォルクスワーゲン財団	159.9	118.8	106.4	116.6	118.5	104.6	139.8	148.9
ドイツ学術振興寄付連盟	39.4	41.5	50.7	50.4	59.9	45.3	51.3	59.2
その他の財団			122.7	110.2	138.3	107.8	122.9	119.9
大学助成協会						63.0		
産業界等		598.7		638.6	0	803.8		819.0
企業からの研究開発		456.7		507.6		622.8		668.0
IfGによる研究開発		142.0		131.0		181.0		151.0
(うち公的資金 (AiF))	52.6	89.3	87.4	77.8	83.8	75.6	75.6	72.6
学術寄付金	113.0							
Sponsoring								20.0

出典: Wissenschaftsrat, *Drittmittel und Grundmittel der Hochschulen 1993 bis 1998*, 2000より作成

5-2. ドイツ研究協会による研究助成

1920年以来の歴史を有する「ドイツ学術助成協会」(Notgemeinschaft der deutschen Wissenschaft)は戦後の1949年に再建され、1951年に「ドイツ研究審議会」(Deutscher Forschungsrat)と合併して「ドイツ研究協会」(Deutsche Forschungsgemeinschaft, DFG)が設立された。ドイツ研究協会は学術研究の助成だけでなく、学術の振興に関する連邦政府・州政府への助言、学術後継者の育成などを行っている。

## 5-2-1. 研究助成等の種類

ドイツ研究協会が行っている学術研究助成、学術後継者の育成などのうち主要なものを挙げれば、次の通りである。

## ①一般助成 (Normalverfahren)

研究者が応募し、審査により通常1～2年助成が行われる。助成の範囲は、研究費補助（研究スタッフ、研究設備、消耗品、旅費など）、旅費補助、奨学金、研究セメスター、外国からの客員教授補助、円卓会議・コロキウム補助、国際会議補助、出版物印刷補助などである。

## ②直接的学術後継者助成 (Direkte Nachwuchsförderung)

## ○研究奨学金 (Forschungsstipendien)

従来の研究奨学金とハビリタチオン奨学金（優秀な若手研究者に奨学金と物件費を支給して大学教授資格（ハビリタチオン）を取得させるプログラム）を統合した、学術後継者育成のための奨学金。

## ○エミー・ネーザー・プログラム (Emmy Noether-Programm)

すべての専攻に開かれたプログラムで、原則として学術後継者の外国滞在のための研究奨学金。期間は2年。

## ○ハイゼンベルク・プログラム (Heisenberg-Programm)

特に優秀な若手研究者の育成のために、一定の期間奨学金を与え、研究に専心させるプログラム。

## ③調整プログラム (Koordinierte Programme)

## ○特別研究領域 (Sonderforschungsbereiche)

特定領域について専門分野の異なる研究者が長期（12～15年）にわたって協力して行う研究に対して助成される。大学の研究者の集中・調整を図ることにより、高水準で費用のかかる、長期的な計画を要する研究の実施を可能にし、大学の特徴、重点研究分野の形成を可能にするとされる。

## ○卒後課程 (Graduiertenkollegs)

1990年から開始された助成プログラム。卒後課程は、およそ10人の大学教員とおよそ20人の博士志望者から構成され、博士志望者（ほぼ半数に奨学金）は通常2年、最長3年、同課程に所属し、博士号を取得する。

## ○重点プログラム (Schwerpunktprogramme)

ドイツ研究協会が総合的テーマを定めて公募し、これに応募した異なる研究機関に所属する研究者が一定期間（通常6年）、共同研究を行う。

## ○研究グループに対する助成 (Forschergruppen)

テーマや経費が一般助成や重点助成の枠を越える特定の研究課題について一定の場所で活動する研究者グループに対して、人件費・物件費の助成が行われる。助成の期間は通常6年。

## ○イノベーション・コレーク (Innovationskollegs)

連邦教育研究省の資金により、旧東ドイツ地域の大学における研究の改善、達成力の強化のために実施されている特別プログラム。1994年から2002年までの期限付き。

## ○精神科学センター (Geisteswissenschaftliche Zentren)

学術協議会の勧告に基づき、旧東ドイツ地域における精神科学の分野における研究の発展のために、1996年から実施されているプログラム。ベルリン、ポツダム、ライプツィヒに合わせて6つのセンターが設置されている。

④賞 (Preise)

- ライプニッツ・プログラム (Gottfried Wilhelm Leibniz-Programm)
- ゲルハルト・ヘス・プログラム (Gerhard Hess-Programm)
- ハインツ・マイアー・ライプニッツ賞 (Heinz Maier-Leipnitz-Preis)
- コミュニケーター賞 (Communicator-Preis)

⑤インフラ助成 (Infrastrukturförderung)

- 研究設備補助 (Hilfseinrichtungen der Forschung)

学術研究に欠くことのできない大型設備を、地域を越えて共同利用することを目的として助成する。

- 大規模設備補助及び大学建設助成法 (Großgeräteförderung und Hochschulbauförderungsgesetz (HBFG))

10万マルクを超える大型研究設備や計算機に対する助成などが行われる。

- 学術文献情報システム

学術文献の収集や図書館の整備のために助成する。

ドイツ研究協会が行っている以上の研究助成のうち、主な種類と、それぞれについての連邦と各州の負担割合は表 3-5-2 の通りである (2000年現在)。

表 3-5-2 ドイツ研究協会による研究助成の種類と連邦・各州の負担割合

研究助成の種類	連邦：各州
一般研究助成	50：50
特別研究領域	75：25
ライプニッツ・プログラム	75：25
卒後課程	50：50

5-2-2. 研究助成等の額

ドイツ研究協会による研究助成は、総額 19 億 8,090 万マルク (1997 年) に達しているが、そのうち大学への助成は 17 億 2,340 万マルクで、およそ 87%を占めている (表 3-5-3 参照)。

表 3-5-3 ドイツ研究協会 (DFG) の支出 (百万マルク)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
研究助成	763.9	849.7	916.5	989.6	1,053.0	1,130.9	1,223.1	1,241.7
一般助成	473.6	536.1	570.0	608.6	646.0	706.3	771.4	778.3
重点助成	150.6	158.1	188.8	221.9	227.6	228.5	261.8	264.9
大規模設備補助	21.5	26.7	16.7	11.8	25.3	34.0	22.9	20.9
学術図書館助成	21.3	22.9	25.3	28.3	29.1	30.4	32.7	36.4
特別研究領域	361.8	391.5	413.3	441.9	467.3	505.4	529.6	554.2
ハゼンバルク・プログラム	11.5	11.7	11.0	7.1	3.5	1.6	0.4	0.0
研究グループ助成	26.0	30.0	30.0	26.0	27.0	27.0	26.2	24.0
卒後課程	3.4	20.6	46.3	66.7	74.6	78.0	95.3	106.5
ハビリタチオン助成		2.1	18.3	39.4	52.7	78.0	63.8	54.5
計	1,166.6	1,305.6	1,435.3	1,570.7	1,678.2	1,820.8	1,938.4	1,980.9
うち大学への助成	1,014.9	1,135.9	1,248.7	1,366.5	1,460.1	1,584.1	1,686.4	1,723.4

注：この表の数値はドイツ研究協会の資料によるものであり、高等教育統計法に則り各高等教育機関からの届出に基づいて作成される連邦統計局の高等教育財務統計の数値（表 3-3-7）とは一致しない。

出典：Wissenschaftsrat, *Drittmittel und Grundmittel der Hochschulen 1993 bis 1998*, 2000 より作成

< 資料 1 >

関連法令

基本法 (Grundgesetz)

第91a条

(1) 連邦は、次の分野において、州の任務が全体のために有意義であり、かつ連邦の協力が生活関係の改善に必要なときは、州の任務の遂行に再して協力する (共同任務)。

1. 大学附属病院を含む大学の拡充及び新設
2. 地域的経済構造の改善
3. 農業構造及び沿岸保護の改善

(中略)

(4) 連邦は、第1項第1号及び第2号の場合に、各州における支出の半額を負担する。(中略) 資金の提供は、連邦及び州の予算の確定にまつものとする。

高等教育大綱法 (Hochschulrahmengesetz, 1998年8月20日)

第5条：国による財政措置

国による高等教育機関への財政措置は、研究及び教育並びに学術後継者の育成においてもたらされた成果に基づいて行われる。その際、男女同権の実現に関する進展も考慮されるものとする。

第6条：研究、教育、学術後継者の育成及び男女同権の評価

研究、教育、学術後継者の育成及び男女同権における高等教育機関の活動は、定期的に評価される。学生は教育の質の評価に参加するものとする。評価の結果は公表される。

第25条：外部資金による研究

(1) 研究に従事する高等教育機関構成員は、その職務の範囲内において、高等教育機関の使用に供される予算 (Haushaltsmittel) によらず、外部から資金提供される研究計画を実施する権利をも有する (berechtigt); その他の職務の遂行に係る責務は、これにより影響を受けるものではない。第1段による研究計画の遂行は、高等教育機関における研究 (Hochschulforschung) の一部である。

(2) 高等教育機関構成員は、高等教育機関の他の使命の遂行及び他の者の権利と義務が妨げられず、かつそれによって生ずる結果に対する責任が適切に考慮されているときには、第1項の規定による研究計画を高等教育機関内で実施する権利を有する (berechtigt); 研究成果は、速やかに公表することを常例とする。

(3) 第1項による研究計画は、届け出る (anzeigen) ものとする。そのような研究計画の遂行は、承認 (Genehmigung) を必要としない。第2項の条件のために必要な範囲内において、高等教育機関の職員、物品 (Sachmitteln) 及び施設の利用は禁止され、又は条件を付して (durch Auflagen) 制限されてよい。

- (4) 高等教育機関内で遂行される研究計画の資金は、高等教育機関により管理されるものとする。当該資金は、法律の規定に反しない限り、資金提供者の定める目的のために利用され、資金提供者の示す条件に従って管理されるものとする。当該条件について適用すべき規則が存しないときには、補完的に州の規定が適用される。資金提供者の示す条件に適合している限り、当該計画を遂行する高等教育機関構成員の申し出に基づき、高等教育機関による当該資金の管理は行われなないものとする；この場合、第3段は適用されない。
- (5) 外部資金により給与を支払われる本務の職員 (Mitarbeiter) は、高等教育機関内で遂行される研究計画に、本項第3段を留保して、労働契約関係 (Arbeitsvertragverhältnis) による高等教育機関職員として雇用される。当該雇用は、研究計画を遂行する高等教育機関構成員が当該職員の雇用を申し出ることを条件とする。資金提供者の示す条件に適合している限り、十分な根拠があるときには、高等教育機関構成員は職員と労働契約を結ぶことができる。
- (6) 高等教育機関内で遂行される研究計画から生ずる高等教育機関の財政上の収益、特に職員、物品及び施設の使用に対する代償として高等教育機関に入る収入からの収益は、高等教育機関の任務の遂行のために供される。
- (7) 兼務 (Nebentätigkeiten) の従事に関する諸規定は、本条の規定により影響を受けるものではない。

バイエルン州高等教育法 (Bayerisches Hochschulgesetz, 1998年10月2日)

第5条：法人事項と国家事項

- (1) 大学は法人として固有の事項 (法人事項 Körperschaftsangelegenheiten) を、国家の施設として国家事項 (staatliche Angelegenheiten) を遂行する。
- (2) 法人事項とは、他に規定されない限り大学の全事項をいう。
- (3) 国家事項とは、次の各号に該当するものをいう。
1. 国家 (州) 職員、および一般の学修活動以外で教育訓練あるいは継続教育に従事する人員の人事事項
  2. 国家予算作成時の協力、および職責範囲の設備に関する承諾を含めて国家予算の執行
  3. 行政の組織、大学が任意に処理できる土地と部屋の管理、技術的施設の設定と経営、ならびに附属病院施設、農場、材料検査局、企業体、営造物とそれに類する施設の組織と経営
  4. 学生の学籍登録と除籍に関する規程の実施
  5. 国家試験の実施
  6. 秩序法 (Ordnungsrecht) の規定と執行
  7. 長としての権限 (Hausrecht) の執行
  8. 法律により、あるいは法律に基づいて規定された他の事項

ノルトライン・ヴェストファーレン州高等教育法 (Gesetz über die Hochschulen des Landes Nordrhein-Westfalen (Hochschulgesetz-HG), 2000年3月14日)

第103条：予算資金の配分

- (1) 学部 (Fachbereiche), 中央施設, 医学施設への定員及び資金の配分については, 学長部が評議会の態度表明の後, 当該の学部, 中央施設, 医学施設の了解を得て, 決定する。事務総長は学長部の決定を執行する。
- (2) 一般的に適用される予算法上の規定にかかわらず, 以下の原則が考慮されるものとする。
  1. 大学内で定員及び資金が配分される限り, 定員及び資金は学部, 中央施設, 医学施設に配分されるものとする。
  2. 配分に際して, 予算年度中に緊急の予測できない需要が生ずる場合のために, 十分な定員及び資金が中央に予備としておかれるものとする。
  3. 学部への配分は, 必要とあれば相応の履行義務とともに (mit entsprechenden Auflagen oder Bindungen), 教育需要を留保して, また第50条第4項による承諾によって, 学術施設及び教育研究施設の需要, 個々の教授・大学講師の任務領域のための基本需要が必要な範囲において満たされ, 長期的な学術計画が大学の可能性に応じて保証されるように, 行われるものとする。
  4. 配分の額は, 学長部によって, 定期的に, 大学の需要及び全体的状況を考慮して点検されるものとする。
- (3) 学部に配分された定員及び資金は, 前項第3号の原則を考慮して, 学部の決議によって配分される。この配分は, 事務総長に報告されるものとする。

第105条：法人財産と法人予算

- (1) 法人財産とは, 公法上の法人としての大学に属する財産である。法人財産は大学の使命の遂行に役立つものであり, 州の財産とは別に管理されるものとする。第3項第3段, 第4段, 第5段により, 法人財産による収益, もっぱら法人財産の資金によって取得された物品, 公法上の法人としての大学から生ずる負債・債務も, 法人財産に属する。公的資金からの寄付又は公益機関若しくはほとんど公的資金によって維持されている機関からの寄付は, 州の財産となり, その他の寄付は寄贈者が特段のことを定めていない限り, 州の財産となる。寄贈された物品, 前段による寄付を使用して取得された物品, 収益についても同様である。
- (2) (略)
- (3) 法人の予算案は, 会計年度の開始前に作成されるものとする。予算案は, 計画・財務委員会 (Kommission für Planung und Finanzen) によって審議され, 評議会によって確定される。予算の作成と執行は, 次のことを留保して, 州法の規定にしたがう。法人の予算には, 公法上の法人としての大学が追求する目的のためのすべての収入, 支出, 債務負担授權が見積もられるものとする。予算資金は, 法人の任務を遂行するためにのみ使用されてよい。大学は, その管理を義務づけられている法の予算資金を, 法人の目的のために使用してはならない。・・



第107条：国の事務の監督

- (1) 国の事務の遂行に際して、大学は学術・研究省の行政監督 (Fachaufsicht) に服する。・・
- (2) 国の事務は、以下のものである。
  1. 人事管理
  2. 予算・経営事務 (Haushalts- und Wirtschaftsangelegenheiten), とりわけ
    - a) 定員 (Stelle) を含む, 大学に配分された予算 (Haushaltsmittel) の管理
    - b) 法人資産でない, 大学が使用する土地・財産の管理
    - c) 大学が行う事業 (Wirtschafts- und Versorgungsbetriebe) の管理
  3. (中略)
- (3) 国の事務に際して、本法が別段の定めをなさない限り、一般に適用される国の規定が用いられるものとする。

< 資料 2 >

ドイツ高等教育の収入・支出分類一覧

支出・収入の種類	具体的内容
<p>&lt; 支出の部 &gt;</p>	
<p><u>経常的経費</u></p>	
<p>人件費</p>	<p>公務員俸給, 職員給与, 労働者賃金, 副業として従事している者への経費, 大学構成員に対する補助金, 集団給食・社会施設への補助金, 移転費補償その他これに類する人に関する支出</p>
<p>土地・建物の維持費 (賃借料を含む)</p>	<p>暖房, 光熱 (エネルギー), 給水・排水, 建物保険, 清掃, 建物・土地の賃借, 建物およびその他不動産の経常的維持</p>
<p>その他の物的行政支出</p>	<p>業務必需品, 雑誌, 郵便・電話料金, 車両保有, 日用品, 医薬品, 実験室必需品その他これに類する消耗薬剤, 収集品, 教材・学習用具, 継続教育, 裁判等費用, 保険</p>
<p>経常目的の補助金</p>	<p>負債業務援助, 学術的な実習病院への支弁など継続的目的の支弁・交付金, 施設の共同利用のため非大学施設に対する支弁, 大学構成員への旅費補助, 会費</p>
<p><u>資本的経費</u></p>	
<p>土地の取得</p>	<p>建築済みの土地・空き地の購入, 不動産譲渡など不動産取得に関連する費用</p>
<p>建築措置</p>	<p>新築建造物, 改築物, 増築物 (粗造りの建物, 改修, 耐久性のある内装, 建築付帯費用)</p>
<p>建築措置の範囲で 最初の設備</p>	<p>建築措置の範囲で室内備品, 手術設備など</p>
<p>その他流動資産の取得</p>	<p>車両, 室内設備, 手術設備, 事務機械, 農業機械, 実験室器具, 学術的収集品 (建築措置の範囲で経常的支出と最初の設備に当たらない限りで), 学術的実習病院への投資目的の交付金</p>

<収入の部>	
<u>管理行政収入</u>	手数（使用）料，学生への消耗品販売の対価，刊行物収入，賃貸収入，診療収入，実験農場の産物およびその他経済活動の売上金，動産・不動産の売却金，担保要求収入
交付金・補助金収入 （経常目的）	負債業務援助，行政費支弁，研究プロジェクト・モデルケース実験への交付金，その他の交付金，資産譲渡（投資目的でないもの）
公的領域から	連邦，州，地方自治体，市町村組合，負担調整（LA）基金，ERP（ヨーロッパ復興援助計画）-特別財産，社会保険の担い手，連邦雇用庁，（地方自治体の）目的連合
その他領域から	ドイツ研究協会（DFG），財団，企業，欧州共同体および他の国際組織，外国の企業・施設
交付金・補助金収入 （資本的目的）	建築措置，コンピュータ入手，および研究器具・機械・その他資本財の入手のための交付金・補助金
公的領域から	（範囲は経常目的と同じ）
その他領域から	（範囲は経常目的と同じ）
<u>第三者資金（外部資金）</u>	<p>第三者資金とは，研究開発ならびに教育および学術後継者育成の促進を図る目的で，通常的高等教育予算（基本的設備）に加えて公的もしくは私的当局から得られる資金をいう。</p> <p>第三者資金は大学本体，大学の施設（学部，インスティテュートなど），あるいは個々の専任研究者に対して支給される。</p> <p>ただし，高等教育財政統計で把握可能な第三者資金は，高等教育予算に算入されるか，もしくは大学（高等教育機関）が寄託口座で管理している資金にかぎられる。</p> <p>第三者資金に該当するものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦，州，欧州共同体，および他の公的当局からの研究助成プロジェクト資金</li> </ul>

<p><u>基本的資金</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託研究の実施のため、もしくは学術奨励目的の寄付金として支払われる経済界からの資金</li> <li>・卒後課程（学卒者コレーク, Graduiertenkollegs), 特別研究領域, 一般・重点手続きの研究者グループに対するドイツ研究協会の資金</li> <li>・雇用調達措置 (ABM) の範囲で, 研究開発職員を対象とする連邦雇用庁の資金</li> <li>・寄付 (財団) 講座および寄付 (財団) 教授 他国からの研究目的資金</li> </ul> <p>管理行政収入と第三者資金を除いた支出総額</p>
---------------------	--

出典: Statistisches Bundesamt, *Fachserie 11, Bildung und Kultur, Reihe 4.5, Finanzen der Hochschulen 1997, 1999*, p. 135-136.

<参考資料リスト>

- Behrens, Thomas, *Globalisierung der Hochschulhaushalte*, Luchterhand, 1996.
- Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Bundesbericht Forschung 2000*, 2000.
- Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Grund- und Strukturdaten 2000/2001*, 2001.
- Bundesministerium für Bildung und Forschung 報道発表資料。
- Bundesverwaltungsamt 資料 (<http://www.bva.bund.de/aufgaben/bildungskredit/>)
- Deutscher Bundestag, *Drucksache 14/1927*.
- Hanft, Anke (ed.), *Grundbegriffe des Hochschulmanagements*, Neuwied, Kriftel, Luchterhand, 2001.
- Karpen, Ulrich (ed.), *Hochschulfinanzierung in der Bundesrepublik Deutschland*, Baden-Baden, Nomos Verlagsgesellschaft, 1989.
- Der Niedersächsische Landtag, *Drucksache 14/2652, 2930*.
- Der Niedersächsische Landtag, Haushaltbegleitgesetz 2002.
- Nordic Council of Ministers, *Financing of Higher Education. Report from the Nordic Theme Conference*, TemaNord 2000, Copenhagen, 2000.
- Organisation for Economic Co-operation and Development, *Education at a Glance. OECD Indicators*, 2001.
- Statistisches Bundesamt, *Fachserie 11, Bildung und Kultur, Reihe 4.5, Finanzen der Hochschulen 1997*, 1999.
- Statistisches Bundesamt, *Statistisches Jahrbuch 2000*, 2000.
- Statistisches Bundesamt, *Bildung im Zahlenspiegel 2001*, 2001.
- Wissenschaftsrat, *Drittmittel und Grundmittel der Hochschulen 1993 bis 1998*, 2000.
- 『高等教育研究紀要 第8号—高等教育財政の現状—』高等教育研究所, 1988年。
- 『高等教育研究紀要 第15号—ドイツの高等教育—』高等教育研究所, 1995年。
- 文部科学省『教育指標の国際比較』(平成14年版)。
- 文部科学省『諸外国の教育行財政制度』(平成12年6月)。
- 各州政府報道発表資料。